

椋山女学園大学図書館資料収集規準

平成30年大規準第5号

平成30年3月20日制定

(趣旨)

第1条 椋山女学園大学図書館規程(平成22年規程第34号。以下「規程」という。)第6条に基づき、椋山女学園大学図書館(以下「大学図書館」という。)が管理する図書資料(以下「資料」という。)の収集に関し必要な事項を定める。

(原則)

第2条 資料の収集に当たっては、本学の教育理念「人間になろう」に則り、人間性豊かで教養あふれる女性の育成に図書館として貢献し、体系的で特色ある資料の構成を図るため、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 椋山女学園大学(本学大学院を含む。以下「本学」という。)の学生及び大学院生(以下「学生」という。)の学修を支援する図書館として、各学部・学科及び研究科の構成並びに専門分野を考慮し、必要な基本資料の収集を行う。
- (2) 教職員の教育・研究の発展に資するために必要な専門資料の収集を行う。
- (3) 共同収集による相互利用計画その他の大学間の連携協力を考慮する。
- (4) 収集する資料の形態は、図書、逐次刊行物、視聴覚資料、電子資料等の記録物のうち、その時点で最も効率的かつ効果的に情報を提供できるものを選定する。
- (5) 本学の学生及び教職員の調査研究並びに他大学の図書館等からの参考調査依頼に対応するため、各学部・学科構成及び専門分野にふさわしい参考資料の収集を図る。
- (6) 地域社会への貢献を考慮する。
- (7) 資料の新陳代謝を図り、書架スペースを有効に活用するため、第6条の規定により、定期的に資料の要・不要を決定する。

(選定体制)

第3条 資料収集に必要な選定は、次の各号により行うものとする。

- (1) 図書館備付図書費によって購入する資料は、各学部及び研究科の方針により選定する。
 - (2) 大学図書館運営費及び大学振興会から学生生活振興のために補助される経費によって購入する資料は、図書館課において選定する。
 - (3) 前号に規定する資料には、図書館サポーター等が選定した資料を含めることができる。
- 2 図書館長は、必要に応じて、規程第5条に規定する図書館運営委員会の下に資料選定委員会を置くことができる。

(収集資料の種類)

第4条 収集する資料は、次の各号に掲げる種類を中心とする。

- (1) 教養・学修用資料
学生の教養の向上、専門領域の学修・研究に必要な資料
 - (2) 教育・研究用資料
教職員の教育・研究に資する専門資料、学術資料
 - (3) 参考資料
各専門領域の事典・年鑑等の事実情報源及び書誌索引等の文献情報源、学生の学修や教職員の教育・研究に資するとともに、大学図書館におけるレファレンス・サービスの展開に必要な資料
 - (4) 本学関係資料
本学の学部・学科及び研究科に関する資料
- 2 次の各号に掲げる資料は、収集の対象としない。
- (1) 娯楽的資料
 - (2) 専ら特定の団体又は個人の宣伝や売名行為等を目的とする資料
 - (3) 個人で購入するのが適当と認められる資料
 - (4) その他資料選定委員会が不適切と認める資料

(寄贈資料)

第5条 寄贈資料は、第2条の規定に基づき、資料の性質、前条により区分される収集資料の種類、既存資料との関係、書架の収容能力等を考慮して受入れの可否を決定するものとする。

2 次の各号に掲げる寄贈資料は、原則として受け入れる。

- (1) 官公庁から無償配付される資料
- (2) 日本図書館協会又は国立情報学研究所からの推薦による資料
- (3) 本学教職員の著作

3 寄贈資料のうち、学外の紀要類については、原則として受け入れない。

4 前3項により難いときは、必要に応じて関連する分野を専門とする教職員の意見を聞いて、図書館長が受入れの可否を決定する。

(不要資料の決定)

第6条 図書館長は、図書館運営委員会の議を経て、次の各号に該当するかどうかを基準とし、定期的に資料の要・不要を決定する。ただし、合冊製本を要しない費消資料については、この限りではない。

- (1) 重複資料
- (2) 媒体変換し、利用価値がなくなつたと認められる従前の媒体資料
- (3) 中央図書館又は日進図書館のいずれか一方で所蔵し、相互による利用で十分と認められる資料
- (4) 他大学図書館等で所蔵し、相互による利用で十分と認められる資料
- (5) 版の改訂等により利用価値を失つた資料
- (6) 本来短期間の利用を目的として取得され、その後相当期間を経過し、現在・将来ともに利用の見込みのない資料
- (7) 取得後相当期間を経過し、学術的価値が著しく低下した資料
- (8) 3年を経過した所在不明資料
- (9) 頻繁な使用、利用上の事故などにより汚損・破損が甚だしく、補修が不可能な資料
- (10) 退職等による返還研究費図書等の資料
- (11) 急な学籍異動・転居等に伴う連絡先不明により、利用者からの回収が不可能となつた資料

附 則

この規準は、平成30年3月20日から施行する。